

事後評価シート

主管課・室長：環境保全対策課長

施 策 名	- 1 - (4) 海洋環境の保全
施 策 の 概 要	国連海洋法条約、ロンドン条約、MARPOL73/78条約、OPRC条約等海洋環境保全に関する条約及国内法の着実な実施を図るとともに、新たな国際的規制の枠組みに対応するための準備を進める。また、関係国と協力しつつ、日本海及び黄海を対象とする北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)などの地域的取組を進める。
目 標 及 指 標 (参考 指標)	国際的な連携の下で、油、有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。
目 標 の 達 成 状 況	<p>国際的な連携の下で油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進した。油等の流出事故に対する緊急時体制の整備として、脆弱沿岸海域図を作成、公表した。また、未査定液体物質の審査（2件）緊急時対応のための地方自治体職員等（のべ27名）への訓練研修を行った。</p> <p>ロンドン条約96年議定書批准のため、陸上処分体制の確立に向けた検討、国内制度の整備のための検討を進められた。</p> <p>NOWPAPの地域調整ユニット(RCU)については、第7回政府間会合において、RCUの早期設置に向けて職員配置等に関する具体的な内容に関する合意が得られ、また、具体的な活動として、リモートセンシングによるモニタリングのため、衛星信号の受信・画像化を行う施設を富山県に設置し、モニタリングを開始した。</p> <p>海洋モニタリングは平成10年度以降も継続的に実施しており、廃棄物の海洋投入及び船舶からの油・有害液体物質の排出に対する規制に基づく国際的な取組が進められた結果、調査海域における著しい汚染は認められていない。</p>
評 価	<p>国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、関連国際条約の遵守は着実に進められているとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備が着実に各種施策が進められているが、引き続き油事故時の対応能力の維持・向上を図る必要がある。</p> <p>ロンドン条約96年議定書の批准に向けた準備が計画的に進められている。</p> <p>NOWPAPの具体的活動の促進のための取組が着実に進展している。</p> <p>海洋環境モニタリングは、我が国周辺海域の海洋汚染の発生状況等を把握するために非常に有効である。</p>
今 後 の 課 題	<p>MARPOL73/78条約等の国際条約の改定に基づき、必要に応じて船舶から排出される油・廃棄物等の排出に関する規制の強化等を行う。</p> <p>ロンドン条約96年議定書の批准に必要な国内制度の検討を進めることが必要。</p> <p>NOWPAPについては、地域調整ユニット(RCU)の早期設置が必要。</p> <p>海洋モニタリングを継続的に実施し、平成12年度で終了した一巡目の測</p>

	定結果等を踏まえて、より効率的、効果的な調査を進める。 平成13年10月に採択された船舶の船底塗料に含まれる有機すずを規制するためのTBT条約の批准に向けた国内制度の整備等が必要。
政策効果 把握の 手法及び 関連資料	
添付資料 (別紙)	

事務事業評価シート

施策名	- 1 (4) 海洋環境の保全	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．廃棄物の海洋投入処分に係る規制の国内体制の整備	<p>海洋汚染対策規制基準設定等の検討は、計画的に進捗している。</p> <p>今後、これらを踏まえて具体的な国内担保法の法令改正等に関する検討が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物海洋投入処分環境影響評価調査 (1 1 百万円)
イ．船舶からの油、有害液体物質等の廃棄物の排出規制	<p>未査定液体物質の有害性について、最新の科学的知見に基づき 2 件の査定を行い輸送の際における安全性を確保している。</p> <p>未査定液体物質の査定を的確に実施することにより、法律及び条約の規定を適正に履行することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行事務費 (1 百万円) ・ 未査定液体物質査定調査 (4 百万円)
ウ．事故時に備えた環境保全に係る体制の整備と事故時における適切な対応の実施	<p>のべ27名の地方公共団体職員等への研修を実施することにより地方公共団体等における事故発生時の対処能力が着実に向上しつつあるが今後とも引き続き研修事業を実施することにより油事故時の対応能力を維持・向上させる必要がある。</p> <p>沿岸脆弱図を更新し、公表した。今後は、定期的に沿岸脆弱性情報の更新を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 油汚染対策推進費 (1 0 百万円) ・ 油処理剤等環境影響評価調査研究費 (6 百万円) ・ 有害物質流出事故に係る環境影響評価手法検討調査 (9 百万円)
エ．国際機関及び国際的枠組みの下での取組の推進	<p>NOWPAPについては、具体的なプロジェクトについては、一部に進展が見られるものの、全般的にその進捗が遅れており、活動の再活性化を図る必要がある。</p> <p>環境省としては、我が国における地域活動センターである環日本海環境協力センター(NPEC)への支援の強化等により、NOWPAPの実施の推進に向け、努力していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北西太平洋地域海計画活動推進費 (7 2 百万円) ・ 海洋環境モニタリング推進調査費 (1 4 5 百万円)